



# 愛媛県報

発行 愛媛県

平成25年12月6日金曜日 第2528号

### ◇ 目 次 ◇ 規 則

愛媛県立衛生環境研究所の使用及び使用料に関する規則の一部を改正する規則..... (医療対策課) ... 924

### 告 示

特約業者の指定の取消し..... (税務課) ... 925

大規模小売店舗の変更の届出の概要等 (2件)..... (経営支援課) ... 925

解除予定保安林にする旨の通知..... (森林整備課) ... 926

漁業の許可又は起業の認可の申請期間..... (水産課) ... 926

漁船損害等補償法に基づく付保義務の発生..... ( " ) ... 926

開発行為に関する工事の完了..... (中予地方局建築指導課) ... 926

道路の供用開始 (県道小田河辺大洲線)..... (南予地方局大洲土木事務所) ... 926

道路の供用開始 (県道久万中山線)..... ( " ) ... 927

### 公 告

特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請の公告 (2件)..... (男女参画・県民協働課) ... 927

### 雑 報

公示送達..... (収用委員会事務局) ... 927

### 規 則

#### ○愛媛県規則第47号

愛媛県立衛生環境研究所の使用及び使用料に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成25年12月6日

愛媛県知事 中村時広

#### 愛媛県立衛生環境研究所の使用及び使用料に関する規則の一部を改正する規則

愛媛県立衛生環境研究所の使用及び使用料に関する規則（昭和27年愛媛県規則第17号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後					改正前				
別表第1（第4条、第5条関係） 衛生環境研究所使用料表					別表第1（第4条、第5条関係） 衛生環境研究所使用料表				
検査分類	試験項目	検体の量	単位	使用料金額	検査分類	試験項目	検体の量	単位	使用料金額
1～19 省略					1～19 省略				
20 免疫学的 検査（脳死 及び心停止 後の臓器提 供者検査以 外のもの）	省略				20 免疫学的 検査（脳死 及び心停止 後の臓器提 供者検査以 外のもの）	省略			
	同 （クロスマッチ検 査（CDC法））	省略				同 （クロスマッチ検 査）	省略		
	同 （クロスマッチ検 査（FCXM法））		同	34,270円					
21～26 省略					21～26 省略				

#### 附 則

この規則は、公布の日から施行する。

告示

愛媛県知事 中村時広

○愛媛県告示第1323号

地方税法（昭和25年法律第226号）第144条の9第3項の規定に基づき、次のとおり特約業者の指定を取り消した。

平成25年12月6日

氏名又は名称及び代表者の氏名	主たる事務所又は事業所の所在地	取消年月日
今治大島フェリーポート株式会社 代表取締役 村上 栄一	今治市吉海町名5292番地3	平成25年11月20日

○愛媛県告示第1324号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の規定による届出があったので、同条第3項において準用する法第5条第3項の規定に基づき、次のとおり告示する。

当該届出は、愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課及び中予地方局産業経済部産業振興課商工観光室並びに松前町役場において告示の日から4月間縦覧に供する。

平成25年12月6日

愛媛県知事 中村時広

1 変更の届出の概要

大規模小売店舗の名称	大規模小売店舗の所在地	変更した事項	変更前	変更後	変更の年月日	届出年月日
エミフルMASAKI-B	伊予郡松前町東古泉東浦676-1 外	大規模小売店舗において小売業を行う者	株式会社デオデオほか2者	株式会社エディオンほか3者	平成25年9月20日ほか	平成25年11月22日
エミフルMASAKI-C	伊予郡松前町東古泉文五郎分586 外	大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び代表者の氏名	株式会社フォードフジ 代表取締役 築山 茂人	株式会社フォードフジ 代表取締役 三好 秀一	平成25年5月10日	
			株式会社赤ちゃん本舗 代表取締役 小原 宏	株式会社赤ちゃん本舗 代表取締役 河邊 司郎	平成21年5月29日	

2 意見書の提出

この告示に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、告示の日から4月以内に、愛媛県に次のとおり意見書を提出することができる。

なお、提出された意見書は、その概要を告示するとともに、愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課及び中予地方局産業経済部産業振興課商工観光室並びに松前町役場において告示の日から1月間縦覧に供する。

(1) 意見書に記載すべき事項

ア 提出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

イ 当該大規模小売店舗の名称

ウ 当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見

(2) 提出先

愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課

○愛媛県告示第1325号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第2項の規定による届出があったので、同条第3項において準用する法第5条第3項の規定に基づき、次のとおり告示する。

当該届出及び法第6条第3項において準用する法第5条第2項の添付書類は、愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課及び東予地方局産業経済部産業振興課商工観光室並びに西条市役所において告示の日から4月間縦覧に供する。

平成25年12月6日

愛媛県知事 中村時広

1 変更の届出の概要

大規模小売店舗の名称	大規模小売店舗の所在地	変更しようとする事項	変更前	変更後	変更する年月日	届出年月日
ドラッグストアモリ東予店	西条市周布618番地1	駐輪場の位置及び収容台数	1箇所	2箇所	平成24年11月17日	平成25年11月11日
		廃棄物等の保管施設の位置及び容量	10.28㎡	10.28㎡		
		駐車場の自動車の出入口の数及び位置	3箇所	3箇所		

2 意見書の提出

この告示に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、告示の日から4月以内に、愛媛県に次のとおり意見書を提出することができる。

なお、提出された意見書は、その概要を告示するとともに、愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課及び東予地方局産業経済部産業振興課商工観光室並びに西条市役所において告示の日から1月間縦覧に供する。

(1) 意見書に記載すべき事項

ア 提出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

イ 当該大規模小売店舗の名称

ウ 当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見

(2) 提出先

愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課

○愛媛県告示第1326号

次の保安林を解除予定保安林にする旨の通知を受けたから、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

平成25年12月6日

愛媛県知事 中村時広

1 解除予定保安林の所在場所

西予市三瓶町周木8番耕地418の10・8番耕地419の10・8番耕地419の12・8番耕地419の14（以上4筆国有林）

2 保安林として指定された目的

魚つき

3 解除の理由

道路用地とするため

起業の認可を申請すべき期間を次のように定める。

平成25年12月6日

愛媛県知事 中村時広

許可又は起業の認可を申請すべき期間

平成25年12月6日から19日まで

○愛媛県告示第1328号

漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第112条の2第2項の規定による届出を審査した結果、次の加入区について、同法第112条第1項の規定による同意があったと認めたので、同法第112条の2第3項及び漁船損害等補償法施行規則（昭和27年農林省令第18号）第26条の3の規定により告示する。

平成25年12月6日

愛媛県知事 中村時広

（東予地方局管内）

今治加入区

○愛媛県告示第1327号

愛媛県漁業調整規則（昭和43年愛媛県規則第22号）第8条第2項（同規則第21条第3項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、瀬戸内海を操業区域とする小型機船底びき網漁業の許可又は

○愛媛県告示第1329号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第1項に規定する開発行為に関する工事が次のとおり完了した。

平成25年12月6日

愛媛県中予地方局長 松森陽太郎

検査済証の番号及び交付年月日	工事を完了した開発区域又は工区に含まれる地域の名称	開発許可を受けた者の住所及び氏名
25中局建（開）第41号 平成25年11月29日	伊予市米湊字大角蔵1596番、1597番、1598番1、1598番2、1599番、1600番、1601番、1602番、農道、水路	松山市井門町373番地1 株式会社 上浮穴産業 代表取締役 西岡貞夫

○愛媛県告示第1330号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、南予地方局大洲土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成25年12月6日

愛媛県知事 中村時広

道路の種類	路線名	供用開始の区間	供用開始の日
県道	小田河辺大洲線	喜多郡内子町寺村2623番2から 同町寺村2642番3まで	平成25年12月6日

○愛媛県告示第1331号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。  
その関係図面は、南予地方局大洲土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。  
平成25年12月6日

愛媛県知事 中村時広

道路の種類	路線名	供用開始の区間	供用開始の日
県道	久万中山線	喜多郡内子町白杵1174番5から 同町白杵1175番2まで	平成25年12月6日

公 告

○公 告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定に基づき、特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定に基づき、次のとおり公告する。  
平成25年12月6日

愛媛県知事 中村時広

申請年月日	特定非営利活動法人の名称	代表者の氏名	主たる事務所の所在地	定款に記載された目的
平成25年11月25日	特定非営利活動法人 グループホームしいのみ	村上康彦	松山市緑町1丁目7番地15	本法人は、高齢者や心身に障害のある人等の個性を大切にした福祉・介護保険事業の運営をはじめ、認知症に関する情報の提供を行うことにより、高齢者や心身に障害のある人等が安心して暮らせ、人間としての尊厳が保持される社会の実現に寄与することを目的とする。

○公 告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定に基づき、特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定に基づき、次のとおり公告する。  
平成25年12月6日

愛媛県知事 中村時広

申請年月日	特定非営利活動法人の名称	代表者の氏名	主たる事務所の所在地	定款に記載された目的
平成25年11月27日	NPO法人 日中IT協業促進協会	樋口健	松山市祝谷5丁目1番15号	この法人は、「日中IT産業の相互発展のために」という理念の下、一社では取り組みが難しい中国を対象としたビジネスモデル構築の助言と協力、商談情報の収集・開示を行い、日本と中国のIT産業のビジネスマッチングの機会を創出することにより両国のIT産業に関わる中小企業のビジネスチャンスを拡大し、人材教育及び雇用促進に寄与することを目的とする。

雑 報

○公示送達

住所不明  
西本 ヤス（愛媛県宇和島市津島町高田丁185番4の登記名義人）  
住所及び居所不明（ただし、住民票の住所 埼玉県坂戸市西坂戸三丁目26番25号）  
毛利 啓  
土地収用法（昭和26年法律第219号）第66条第3項の規定に基づき上記の者に送達すべき次の書類は、当収用委員会事務局（愛媛県土木部管理局用地課）において保管してあるので、出頭の上、その交付を受けてください。  
なお、この書類を受領しないときは、土地収用法施行令（昭和26年政令第342号）第5条第5項の規定により、平成25年12月26日を経過した時にその書類の送達があったものとみなされます。

平成25年12月6日

愛媛県収用委員会

会長 市川武志

平成25年11月28日付け裁決書